

住宅用火災警報器についてのQ & A

住宅用火災警報器（以下、住警器）の設置は法令等で義務付けられたものですか。

消防法第9条の2において「～設置し、及び維持しなければならない」と定められており、消防法施行令第5条の6から第5条の9で定める基準に従い、船橋市火災予防条例第29条の3から第29条の6においてその細目を定めています。

上記により、船橋市では平成18年6月1日から設置が義務付けられています。

住警器はどこに、どのように取り付ければいいですか。

船橋市では条例で主に以下のとおり定めています。

ただし、住宅の状況などにより他にも設置が必要な場合がありますので、詳細は消防局予防課までお問い合わせください。

【寝室】：普段就寝に使用する部屋

【階段】：寝室がある階の階段上端（寝室が2階以上にある場合）

【台所】：食事をする場所を兼ねる場合を含みます

【壁に取り付ける場合】：天井から0.15m以上0.5m以内の屋内の壁

【天井に取り付ける場合】：壁またははりから0.6m以上離れた屋内の天井

住警器にはどんな種類がありますか。

火災を感知する方法の違いにより煙式（光電式）と熱式（定温式）があります。

船橋市では、条例において【寝室】【階段】には煙式を、【台所】には煙式または熱式を設けることを定めています。

また、電池式とAC電源式があり、更に作動した住警器のみ警報音を発する単独型と、作動した住警器から他の部屋の住警器に連動させて警報音を発する連動型があります。

設置しなかった場合に、罰則などはありますか。

罰則規定はありませんが、住宅火災による被害を軽減するために、住警器は必ず取付けてください。

住警器はどこで購入できますか、また、自分で設置できますか。

住警器は、お近くのホームセンターや家電量販店などで購入できます。

電池式であれば、資格がなくても住警器の取扱説明書により取り付ける事ができますが、A C電源式の配線工事を必要とする住警器を取り付ける場合には電気工事士の資格が必要です。

船橋市消防局では、高齢者世帯・障害者世帯・その他取付けが困難と認められる世帯に、消防職員が住宅訪問し、世帯住民が購入した住警器（電池式に限る）を無償で取り付ける「住宅用火災警報器取付支援事業」を行っています。

設置した住警器は、何年ぐらい使えますか。

住警器は電子機器であるため、長期間設置していると部品の劣化などが考えられます。また、電池式であれば電池切れなどにより火災を感知しなくなる事も考えられるため、設置してからおおむね10年を目安に交換しましょう。

住警器の交換はどのようにすればいいですか。

部品の劣化なども考えられるため、おおむね10年を目安に住警器本体を取り換える事が望ましいですが、一部メーカーの住警器は電池のみの交換も可能です。

不要となった住警器は、本体と電池を分別し、市のルールに従って廃棄してください。「住宅用火災警報器取付支援事業」は住警器の交換も対象としています。

住警器の手入れや維持管理はどのようにすればいいですか。

外観を確認し、住警器に付着したほこりなどを取り除くほか、台所などに設置した場合は油や煙などによる汚れを拭き取るなど、お手入れはこまめに行ってください。

なお、故障の原因となるため水洗いはしないでください。

また、お手入れの際や長期間不在にした後などは、作動確認（紐を引っ張る、ボタンを押すなど）を行い、音が鳴らない場合や故障・電池切れの警報音が鳴った場合には速やかに交換してください。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは

船橋市消防局予防課予防広報係
047-435-1114
sho-yobo@city.funabashi.lg.jp